

ライト学童保育クラブ 1～3年生入会基準表

お子様のお名前:

進学先の小学校(予定)

記入者:

種別	区分	指数⇒	父: 該当欄に指数を入れる	母: 該当欄に指数を入れる	
保護者の状況	就労	就労(在宅・出勤問わず)	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
	看護又は介護	(1) 2か月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合 (2) 1か月以上居宅外で看護又は介護を行う場合	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
	就学又は技術習得	1か月につき、12日以上居宅外で、かつ、その時間が13時から17時までの間の2時間以上の就学又は技術習得を常態とする場合	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
	疾病	(1) 2か月以上の入院を要する場合	12点		
		(2) 1週につき3日以上(午前中を除く)の通院を2か月以上要する場合			
		(3) 居宅内において寝たきりの状態にある場合			
		(4) 居宅内において精神性又は感染症疾患により2か月以上療養を要する場合			
心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度	14点			
	身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度	13点			
	身体障害者手帳4級又は上記以外の障害者	12点			
両親不存在	死亡、行方不明等の場合	15点			
その他	上記に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を受けられない場合	最高12点			
児童の学年	第1学年		7点		
	第2学年		4点		
	第3学年		1点		
調整事由	運営委員会が特別な事情があると認める場合		最高2点		
	年長在籍時に保育園の延長保育(18時半以降)を利用していた(証明書類添付)		1点		
	一人親家庭		配慮あり		
	入会希望児がまこと保育園在籍/兄弟がライト在籍もしくはライト卒		4点		
	数矢・明治・臨海小学校学区内に居住している		5点		
		指数の総合計			

ライト学童保育クラブ 4年生以上の継続基準表

種別	区分	指数	算出方法		
保護者の状況	就労	居宅外就労	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	(1) 就労等に従事する日数が週当たり5日の場合には、9時から13時までの1時間を1点、13時から17時までの30分を1点、17時から翌日9時までの1時間を1点として算出する。(2) 就労等に従事する日数が週当たり4日の場合には、(1)により算出した指数から3点を減ずる。(3) 就労等に従事する日数が3日の場合には、(1)により算出した指数から5点を減ずる。(4) 居宅内就労の場合は、従事する週当たりの日数により、それぞれ居宅外就労の場合により算出した指数から2点を減じる。(5) 勤務形態により、指数の算出が上記の方法により難しい場合には、別に定める基準による。
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
		居宅内就労	週5日勤務(月20日以上)	最高10点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高7点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高5点	
	看護又は介護	(1) 2か月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合 (2) 1か月以上居宅外で看護又は介護を行う場合	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
	就学又は技術習得	1か月につき、12日以上居宅外で、かつ、その時間が13時から17時までの間の2時間以上の就学又は技術習得を常態とする場合	週5日勤務(月20日以上)	最高12点	
			週4日勤務(月16日以上20日未満)	最高9点	
			週3日勤務(月12日以上16日未満)	最高7点	
	疾病	(1) 2か月以上の入院を要する場合	12点		
		(2) 1週につき3日以上(午前中を除く)の通院を2か月以上要する場合			
(3) 居宅内において寝たきりの状態にある場合					
(4) 居宅内において精神性又は感染症疾患により2か月以上療養を要する場合					
心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度	14点			
	身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度	13点			
	身体障害者手帳4級又は上記以外の障害者	12点			
両親不存在	死亡、行方不明等の場合	15点			
その他	上記に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を受けられない場合	最高12点			
児童の学年	第4学年		7点		
	第5学年		3点		
	第6学年		1点		
調整事由	単身赴任等、運営委員会が特別な事情があると認める場合		最高2点		
	一人親家庭		2点		
	一人親家庭かつ祖父母が遠方の場合		3点		
	1-3年時に19:30、20:30で契約。今年度も19:30、20:30契約となる		3点		
	兄弟がいない		1点		
	育成料の滞納がある		マイナス3点		